

9.12.11 海洋労資協会規則

**總則**

第一條 本會は海洋労資協会ト稱ス。

第二條 本會は本會ノ主導精神ヲ眞誠スルヲ以テ目的トス。

第三條 本會は本部ヲ神戸市に置キ全國各便宜ノ地ニ支部及窓口部立ニ皆相輔フ設置ス。

第四條 本會ノ事業左ノ如シ

- 一、正職員会員の登記及解雇
- 二、正職員会員の年金の支給
- 三、正職員会員の福利厚生の実現
- 四、正職員会員の労働条件の改善
- 五、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 六、正職員会員の労働権利の保護
- 七、正職員会員の労働条件の改善
- 八、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 九、正職員会員の労働権利の保護
- 十、正職員会員の労働条件の改善
- 十一、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 十二、正職員会員の労働権利の保護
- 十三、正職員会員の労働条件の改善
- 十四、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 十五、正職員会員の労働権利の保護
- 十六、正職員会員の労働条件の改善
- 十七、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 十八、正職員会員の労働権利の保護
- 十九、正職員会員の労働条件の改善
- 二十、正職員会員の労働安全衛生の確保
- 二十一、正職員会員の労働権利の保護

其他主義目的ヲ達成スル爲必要ニ應シ有余ナム事業ヲ順次開始ス。

第五條 本會主幹は、本會の最高責任者トす。

第六條 本會主幹は、本會の最高責任者トす。

第七條 本會は、本會の最高責任者トす。

第八條 本會は、本會の最高責任者トす。

第九條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十一條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十二條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十三條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十四條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十五條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十六條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十七條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十八條 本會は、本會の最高責任者トす。

第十九條 本會は、本會の最高責任者トす。

第二十条 本會は、本會の最高責任者トす。

第二十一条 本會は、本會の最高責任者トす。

大正九年十二月

創立事務所 電話本局二丁目二四三

**海洋労資協会**